

法学入門

—授業改革の多彩な試み

「法学入門」という科目名だけを見れば、新しい試みを感じさせるものはないが、中身は実験的な試みに満ちていると自負している。

この科目自体は、一九八六(昭和六一)年に開設された法学部一年次生前期配当の導入科目(ただし、他学部生も受講できる)であり、開設当初から、次年度の授業改善の参考にするために学生による授業評価も必ず行い、毎年、内容・方法について検討を重ねて、現在に至っている。

新入生に興味を持たせる、読ませる(まず条文)、書かせる、発言させる(討論させる)、体験させる、そして法学全体に通じる基礎知識を身につけさせる、つまり、ずぶの素人を法学の世界(と大学の学問)になじませることを狙いとしているという点で、今回の教養的教育改革を先取りしているとも言える。私たちの経験が、導入教育を真剣に考える他学部の教官の参考になればと考え、ここに紹介する次第である。

なお、今年度は講義部分(担当教官一名)とゼミナール部分(担当教官九名)を組み合わせる形式で実施した。(ただし、夜間主コースでは、ゼミは実施していない。)

《講義部分》

◆毎回レジメを配布して講義を進める。レジメは基礎的な事項の説明として、以後の法律学習の継続期間中の参照に足るものを作成するように心掛ける。

◆「コメントペーパー」と称する意見聴取用紙を、適宜、配布・回収し、次回以降に可能な限りフィードバックを行う。質問を中心とするが、授業評価を書かせることもある。

◆民法・刑法の全条文を通読させ、難読漢字を抜き出させる。

(一年次生のうちに民法と刑法をともかく通読することは、スタートルラインに立つ者として誇っていいことである。)



◆裁判所傍聴レポートの提出を単位修得の条件にする。傍聴は教官が付き添って団体で行くのではなく、夏休み間に学生が各自全国各地の裁判所に赴いて、そこでの見聞(傍聴した事件の事実の概要)とそれに対する意見・感想

をレポートにまとめる。(提出するレポートにはワープロの使用を認めないというのも、時代に逆行しているように見えかねない特色である。だが、これには漢字の誤字・脱字・当て字をチェックするという狙いがあり、間違いリストを配布して誤りを正すという形のアフターケアを行っている。)

◆実務家の話を直接に聞ける機会を設ける。今年度は広島高等裁判所長官・藤田耕三氏の講演会を実施した。

なお、今年から法学部では遠隔講義システムが利用できるようになったので、これを通じて東千田キャンパスでも講演を聞くことが可能になった。

夜間の学生の質問を受けることもでき、文字通りの双方向講演会が実現できた。

◆学生による模擬裁判の実演を見せ、裁判所傍聴のガイダンスを行う。今年度初めての試みであったが、刑法ゼミの四年次生が中心にな

って安楽死事件をテーマにしたシナリオを書き、裁判官、検察官、弁護士、被告人、証人等に扮し、刑事訴訟手続を実演してくれた。(写真)

四年になればあそこまでいくのかというところで、一年次生の学習の励みになったようである。裁判官役三名の法

服は、広島地裁のご厚意で貸していたものである。

《ゼミナール部分》

◆学生を二十名程度のグループに番号順に分け、テキストを指定し、それに基づいた議論を行う。

共通して扱う課題やコメントペーパーを毎回提出させることなど、基本的な部分は担当教官間でずれないように事前に打ち合わせておくが、実際のゼミの運営は担当者個人に委ねる。ディベート形式を採用したり、補充資料を独自に配布したり、必要文献を別途指示する教官もいる。

《最後に》

以上は八年度の実例で、過去にはこれ以外にもさまざまな試みを行ってきた。なお、毎年のように行う教官間の議論は、知らず知らずのうちにFD(ファカルティ・ディベロップメント)の機会となり、全体としての学部教育を考えるきっかけになったという副産物も生まれている。

法学入門は、現在でも法学部専門科目としては位置づけられていないが、九年度以降は教養的教育科目(自由科目群)として提供されることが決まっている。ゼミナール部分は教養ゼミに発展的に解消されるが、講義部分はよりブラッシュアップして、新たな出発に踏み出すことになる。

法学部

平野敏彦(ひらの・としひこ)